

伊賀市ハザードマップ作成業務委託仕様書

第1章 伊賀市洪水ハザードマップ作成業務

1 目的

本業務は、国土交通省、三重県が示す服部川流域・木津川流域・柘植川流域における洪水時の破堤等による浸水情報・避難場所等に係る情報を住民に分りやすく提供するために伊賀市洪水ハザードマップを作成する。

2 関係法令等

本業務を実施するに当たり、受託者は、本仕様書によるほか、以下の関係法令を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (4) 水害ハザードマップの手引き（平成28年4月国土交通省河川局治水課）
- (5) 三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）
- (6) 伊賀市地域防災計画
- (7) 伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及び諸規則
- (8) その他関係法令、条例及び通達等

※上記法令が改定されている場合は最新法令を元とする。

3 記載内容

洪水ハザードマップは地図面及び記事面で構成し、作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 伊賀市が貸与する国土交通省及び三重県作成の洪水浸水想定情報を元に作成すること。
- (2) 洪水ハザードマップに掲載する情報は、委託者と協議して決定する。
- (3) ハザードマップに記載する情報については、住民が見やすく分かりやすい表現及びレイアウトにし、使いやすいマップの構成となるよう努めること。

4 印刷物の規格

- (1) 展開サイズ：JISA 1判（仕上がりは3つ折A4）
- (2) 用紙：マットコート紙 57.5kg
- (3) 色数：両面とも4色刷
- (4) 縮尺：10,000分の1程度

5 基本地図

地図面の背景に使用する基本地図は、次の(1)から(3)の要件を全て満たし、三重県市町

総合事務組合が作成した「最新の三重県共用デジタル地図」を元として、地図を作成する。
なお、当該地図以上の精度の地図を受託者が保有している場合は、これを元に作成しても問題ないが、次の3項を遵守すること。

- (1) 三重県共用デジタル地図を貸与するが、平成 29 年度までの実地に沿った精度のものに仕上げる（経年変化部分（一般家形、道路、河川等）の実地情報を調査し追加編集すること）。
- (2) 使用にあたっての手続き及び費用について、委託者に何ら負担が発生しないこと。
- (3) 委託者において、納品された成果物は、公開（ホームページへの掲載を含む）することができること。

6 レイアウト

全体図 1 種及び 3 流域 2 分割計 6 種（服部川流域・木津川流域・柘植川流域）

(1) 地図面/表面

- ①基図に洪水想定ハザード情報を重ねて色弱者でも判別できる階層で表現する②避難所・避難場所等を掲載
- ③避難時の要点の解説を掲載
- ④その他情報について協議し掲載

(2) 裏面/記事面

A4 仕上り 8 面構成

- ① 表紙の作成
- ② 洪水ハザードマップの解説等の掲載
- ③ 雨量等の解説の掲載
- ④ 避難情報等の解説の掲載
- ⑤ 防災情報等の解説の掲載
- ⑥ その他情報について協議し掲載

7 貸与資料

委託者は、本業務に必要な次の資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、資料借用時に委託者に借用書を提出することとし、貸与資料の取扱い、管理には十分注意し、業務完了後速やかに返納することとする。

- (1) 洪水浸水想定データ（Shape 形式）
- (2) 過去に伊賀市が作成した洪水浸水想定情報等
- (3) その他本業務に必要となる資料

8 業務内容

- (1) 計画準備

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務内容を十分に把握し、全体的な業務方針・計画の検討を行い、業務計画を立案すること。

(2) 編集打合せ

契約後 1 週間以内を目処に業務の打合せを行い、作成方法について検討すること。

(3) 資料収集及び調査

受託者は、業務を円滑に実施するために必要な資料を収集・整理し、技術的方针を検討すること。

なお、委託者から提供されない資料については、受託者の負担で収集すること。

(4) 編集・入力

- ① 委託者から提供されたデータを確認するとともに、必要な調整を行うこと。
- ② マップ作成に必要なデータ入力を行い、その正確性について確認すること。
- ③ 作成するマップの縮尺によっては、背景に用いる基本地図の等高線について、主曲線を消去するなどハザード情報をより見やすくするための調整を行うこと。
- ④ 紙面レイアウト及びデザイン、イラスト作成の際は、委託者の要望に対応できること。
なお、フリーデータ等既存データの使用は可能とするが、イラストデータ等の使用にあたって生じた著作権等に関する損害賠償など、全ての責任は受託者が負うこと。

(5) 校正

紙面校正は各面 2～3 回とし、紙出力を用いて行うこととする。ただし、委託者の要請で増えることもある。

(6) 版下作成・製版・印刷

版下作成、製版、印刷については、全体スケジュールに基づき実施すること。

(7) 関係機関等への手続き

関係法令等並びに作業に伴う関係機関、その他に対する必要な手続きを速やかに行うものとし、これにかかる諸費用はすべて受託者の負担とする。

9 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から平成 31 年 3 月 20 日までとする。

10 成果品

- (1) ハザードマップ印刷データ (イラストレーター) 一式
- (2) ハザードマップ公開用データ (PDF 形式) 一式
- (3) 印刷物
- (4) 全体流域図 45,000 部
- (5) 服部川流域図 (2 分割) 8,000 部×2 計 16,000 部
- (6) 木津川流域図 (2 分割) 8,000 部×2 計 16,000 部
- (7) 柘植川流域図 (2 分割) 8,000 部×2 計 16,000 部

11 成果品の納入方法等

(1) 納入場所

伊賀市中消防署西分署防災倉庫（伊賀市治田 3547-21）

(2) 納入方法

納入方法については、各地区の市広報紙の配布地区単位・部数に梱包して納入すること。

12 疑義

本仕様書に定めのない事項、また本仕様書に定めた内容の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と受注者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

13 その他

(1) 業務の完了

受託者は、業務完了と同時に委託者に報告し、業務完了検査を受け、合格をもって業務完了とする。

委託者から仕様書の定めに適合しないとして修正指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務完了とする。

(2) 成果品の瑕疵

本業務完了後も、納入成果品に瑕疵が発見されたときは、委託者の指示に従い速やかに補足、訂正及び修正等必要な措置を受託者の負担で行うこと。

(3) 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者に帰属することとし、受託者は、委託者の許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。ただし、契約前より受託者が保有している著作物（地図及びイラスト等）は受託者に帰属することとする。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 受託者は国際規格 ISO 9001「品質マネジメントシステム」の資格を有し、資格書の写しを提出するものとする。

第2章 伊賀市土砂災害ハザードマップ作成業務

1 目的

本業務は、土砂災害による被害を軽減させるため、三重県が公表している土砂災害警戒区域を明示するとともに、土砂災害への対応に必要な情報を市民に分りやすく提供できる伊賀市土砂災害ハザードマップを作成する。

2 関係法令等

本業務を実施するに当たり、受託者は、本仕様書によるほか、以下の関係法令を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び同施行令・施行規則
- (4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月内閣府）
- (5) 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）（平成17年7月国土交通省）
- (6) 三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）
- (7) 伊賀市地域防災計画
- (8) 伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及び諸規則
- (9) その他関係法令、条例及び通達等

※上記法令が改定されている場合は最新法令を元とする。

3 記載内容

土砂災害ハザードマップは地図面及び記事面で構成し、作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 伊賀市が貸与する国土交通省及び三重県作成の土砂災害浸水想定情報を元に作成すること。
- (2) 土砂災害ハザードマップに掲載する情報は、委託者と協議して決定する。
- (3) ハザードマップに記載する情報については、住民が見やすく分かりやすい表現及びレイアウトにし、使いやすいマップの構成となるよう努めること。

4 印刷物の規格

- (1) 展開サイズ：JISA 2判（仕上がりは2つ折A4）
- (2) 用紙：マットコート紙 57.5kg
- (3) 色数：両面とも4色刷

(4) 縮尺：10,000分の1程度

5 基本地図

地図面の背景に使用する基本地図は、次の(1)から(3)の要件を全て満たし、三重県市町総合事務組合が作成した「最新の三重県共用デジタル地図」を元として、地図を作成する。

なお、当該地図以上の精度の地図を受託者が保有している場合は、これを元に作成しても問題ないが、次の3項を遵守すること。

- (1) 三重県共用デジタル地図を貸与するが、平成29年度までの実地に沿った精度のものに仕上げる（経年変化部分（一般家形、道路、河川等）の実地情報を調査し追加編集すること）。
- (2) 使用にあたっての手続き及び費用について、委託者に何ら負担が発生しないこと。
- (3) 委託者において、納品された成果物は、公開（ホームページへの掲載を含む）することができること。

6. レイアウト

3地域（上野西部地域・小田地域・府中地域）のA2サイズの各地図面と裏面A4サイズ最大4種の記事から構成する

(1) 地図面/表面

- ①基図に土砂災害想定ハザード情報を重ねて色弱者でも判別できる階層で表現する
- ②避難所・避難場所等を掲載
- ③避難時の要点の解説を掲載
- ④その他情報について協議し掲載

(2) 裏面/記事面

A4仕上り4面構成

- ① 表紙の作成
- ② 土砂災害ハザードマップの解説等の掲載
- ③ 警戒区域等の解説の掲載
- ④ 避難情報等の解説の掲載
- ⑤ 防災情報等の解説の掲載
- ⑥ その他情報について協議し掲載

7 貸与資料

委託者は、本業務に必要な次の資料を受託者に貸与するものとする。受託者は、資料借用時に委託者に借用書を提出することとし、貸与資料の取扱い、管理には十分注意し、業務完了後速やかに返納することとする。

- (1) 土砂災害警戒区域データ（Shape形式）

(2) その他本業務に必要となる資料

8 業務内容

(1) 計画準備

受託者は、本業務を実施するに当たり、業務内容を十分に把握し、全体的な業務方針・計画の検討を行い、業務計画を立案すること。

(2) 編集打合せ

契約後 1 週間以内を目処に業務の打合せを行い、作成方法について検討すること。

(3) 資料収集及び調査

受託者は、業務を円滑に実施するために必要な資料を収集・整理し、技術的方针を検討すること。

なお、委託者から提供されない資料については、受託者の負担で収集すること。

(4) 編集・入力

- ① 委託者から提供されたデータを確認するとともに、必要な調整を行うこと。
- ② マップ作成に必要なデータ入力を行い、その正確性について確認すること。
- ③ 作成するマップの縮尺によっては、背景に用いる基本地図の等高線について、主曲線を消去するなどハザード情報をより見やすくするための調整を行うこと。
- ④ 紙面レイアウト及びデザイン、イラスト作成の際は、委託者の要望に対応できること。
なお、フリーデータ等既存データの使用は可能とするが、イラストデータ等の使用にあたって生じた著作権等に関する損害賠償など、全ての責任は受託者が負うこと。

(5) 校正

紙面校正は各面 2～3 回とし、紙出力を用いて行うこととする。ただし、委託者の要請で増えることもある。

(6) 版下作成・製版・印刷

版下作成、製版、印刷については、全体スケジュールに基づき実施すること。

(7) 関係機関等への手続き

関係法令等並びに作業に伴う関係機関、その他に対する必要な手続きを速やかに行うものとし、これにかかる諸費用はすべて受託者の負担とする。

9 履行期限

本業務の履行期限は、契約の日から平成 31 年 3 月 20 日までとする。

10 成果品

- (1) ハザードマップ印刷データ (イラストレーター) 一式
- (2) ハザードマップ公開用データ (PDF 形式) 一式
- (3) 印刷物

- ① 上野西部地域・・・3,000部
 - ② 小田地域・・・4,000部
 - ③ 府中地域・・・4,000部
- 計 11,000部

11 成果品の納入方法等

(1) 納入場所

伊賀市中消防署西分署防災倉庫（伊賀市治田 3547-21）

(2) 納入方法

納入方法については、各地区の市広報紙の配布地区単位・部数に梱包して納入すること。

12 疑義

本仕様書に定めのない事項、また本仕様書に定めた内容の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と受注者が協議を行い、委託者の指示に従うものとする。

13 その他

(1) 業務の完了

受託者は、業務完了と同時に委託者に報告し、業務完了検査を受け、合格をもって業務完了とする。

委託者から仕様書の定めに適合しないとして修正指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって業務完了とする。

(2) 成果品の瑕疵

本業務完了後も、納入成果品に瑕疵が発見されたときは、委託者の指示に従い速やかに補足、訂正及び修正等必要な措置を受託者の負担で行うこと。

(3) 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て委託者に帰属することとし、受託者は、委託者の許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。ただし、契約前より受託者が保有している著作物（地図及びイラスト等）は受託者に帰属することとする。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 受託者は国際規格 ISO 9001「品質マネジメントシステム」の資格を有し、資格書の写しを提出するものとする。

平成30年度	業 務 委 託 設 計 書				
業 務 名	伊賀市ハザードマップ作成業務				
業 務 地	伊賀市四十九町 地内				
委 託 料	金 円				
履 行 期 限	契約の日から 平成31年3月20日まで	設 計	平成30年12月25日		
		積 算		検 算	
業 務 の 概 要		業 種	その他業務	業種コード	029
洪水ハザードマップを作成する。 ○作成区域及び部数 伊賀市1図 45,000部 6図 8,000部 ○規格等 A1判(仕上げ3折A4) マットコート紙 両面4色刷り ○成果物 印刷物、印刷及び公開用データ 一式 三重県が公表する土砂災害危険区域の情報を元に土砂災害ハザードマップを作成する。 ○作成区域及び部数 上野西部 3,000部、小田 4,000部、府中 4,000部 ○規格等 A2判(2度折A4仕上げ)マットコート紙 両面4色刷り ○成果物 印刷物、印刷及び公開用データ 一式		業務価格	-		
		¥	-		
		税(官積)	-		
		¥	-		

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	伊賀市洪水ハザードマップ作成業務		1	式			
2	伊賀市土砂災害ハザードマップ作成業務		1	式			
	小計						
	消費税						
	計						

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	伊賀市洪水ハザードマップ作成業務						
1)	基本設計		14	式			
2)	図面編集校正		36	式			
3)	GIS重合せ及びデータ検査		14	式			
4)	地図入力		50	式			
5)	総合検査		14	式			
6)	印刷費	A1判(仕上がり四つ折A4)	1	式			
		マットコート紙57.5kg 両面4色刷り					
		A1判(仕上がり四つ折A4)	6	式			
		マットコート紙57.5kg 両面4色刷り					
	計						

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
2	伊賀市土砂災害ハザードマップ作成業務						
1)	基本設計		2	式			
2)	図面編集校正		7	式			
3)	SHAPE地図変換費及びデータ検査費		2	式			
4)	地図入力		15	式			
5)	総合検査		3	式			
6)	印刷費		1	式			
	計						